

別紙 (表示例)

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	〇〇〇〇※1
肥料の種類	◇◇◇※2
届出をした都道府県	埼玉県※3
特肥第×××号	※4
表示者の氏名又は名称及び住所	※5
株式会社	〇〇〇〇
埼玉県〇〇市〇〇町	××番地
正味重量	〇〇キログラム※6
生産した年月	令和〇年〇〇月※7
(原料)	〇〇、××、△△※8
備考	：生産に当たって使用された重量の大きい順である。
主要な成分の含有量等	
窒素全量 (%)	〇 . 〇※9
りん酸全量 (%)	〇 . 〇※9
加里全量 (%)	〇 . 〇※9
銅全量 (mg/kg)	〇〇〇※10
亜鉛全量 (mg/kg)	〇〇〇※11
石灰全量 (%)	〇 . 〇※12
炭素窒素比	〇〇※13

フォントサイズ8.0以上で作成してください(フォント指定なし)
(但し6kg以下は適宜の大きさ、フォントサイズ制限なし)

1 表示例中の※については、次のことに注意してください。

※1 届け出した肥料の名称を記入してください。

※2 動物の排せつ物の場合は動物の排せつ物と記載してください。

(※3、※4) 県名及び届出受理番号を記載してください。届出が済んでいない場合は特殊肥料生産業者届出が必要です。

※5 届出したとおりに記載してください。

※6 正味重量はキログラム単位で表示してください。同時に容積量をリットル単位で表示することもできます。容積量(リットル単位)だけを表示することはできません。

※7 生産した年月の記載方法は①令和3年4月 ②3. 4 ③2021. 4 のいずれかの例により記入します。

※8 (原料)

- (1) 「鶏ふん」、「もみがら」などの最も一般的な名称で原料を表示して下さい。
- (2) 生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に記載することとし、表示例のように備考で重量の大きい順であることを記載すること。
- (3) この表示票の中に表示することが困難な場合は、(原料)の欄に記載する場所を表示し、その場所に表示することができます。
- (4) ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質が使用されている場合は、備考として次に掲げる例により記載して下さい。
- (5) 動物由来たん白質を含む原料については、備考欄に牛、豚、鶏等の由来する動物種を原料の保証票又は供給管理表に基づき記載するようにして下さい。
- (6) 牛のせき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、備考として次に掲げる例により記載して下さい。
- (7) 生産に当たって腐熟を促進する材料が使用されるものについては、その材料の名称を明記して、備考として次に掲げる例により記載して下さい。

例) 備考： 1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。
2 この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。
3 蒸製骨粉及び骨炭粉末は、牛のせき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。
4 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。

(主要な成分の含有量等)

- ※ 9 窒素全量、りん酸全量、加里全量については、小数点以下第1位までを%単位で表示して下さい。現物当たりの含有量が0.5%未満の場合は、「0.5%未満」と表示することができます。
- ※ 10 豚ふんを原料として使用するものであって、銅全量を現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限り、mg/kgの単位で整数で表示して下さい。
- ※ 11 豚ふんや鶏ふんを原料として使用するものであって、亜鉛全量を現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限り、mg/kgの単位で整数で表示して下さい。
- ※ 12 石灰を原料として使用するものであって、石灰全量を現物1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限り、小数点以下第1位までを%単位で表示して下さい。
- ※ 13 炭素窒素比は、整数で表示して下さい。
- * 主要な成分の含有量等は、現物当たりで表示することが基本ですが、現物当たりでの表示が困難な場合は、標題を「主要な成分の含有量等(乾物当たり)」と記載し、乾物当たりの数字で記載することができます。
- この場合、炭素窒素比の表示の下に、水分含有量を小数点以下第1位までの数字で%単位で表示して下さい。

- 2 表示は、容器や包装を用いる場合には肥料の最小販売単位ごとにその外部の見やすい箇所に表示事項を印刷するか、又は表示事項を記載した書面を容器や包装から容易に離れない方法で付して行います。また、容器や包装を用いない場合は表示事項を印刷した書面を荷口に付して行ってください。
- 3 肥料の正味重量が6キログラム未満の場合は、様式の寸法は適宜変えてください。
- 4 主要な成分の含有量等の表示値については、誤差の許容範囲が定められています。成分ごとの範囲は、窒素全量、りん酸全量、加里全量については、表示値が3%以上の場合は表示値の±10パーセント、表示値が3%未満の場合は絶対値で±0.3パーセントです。炭素窒素比、銅全量、亜鉛全量については、表示値の±30パーセント、石灰全量、水分含有量については、表示値の±10パーセントです。
- 5 ここで表示することが定められた事項以外は、この品質表示の枠の中に記載することはできません